

開発のための国際連帯税 に関する検討

平成24年11月
外務省

航空券連帯税

各国における導入状況

コナクリ宣言

(2008年「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」第5回総会)
28カ国が航空券連帯税導入の意図を表明した旨記載

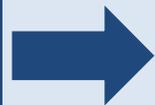
仏資料 (2010年6月)

実施国12カ国：フランス，韓国，チリ，モーリシャス，マダガスカル，ニジェール，ブルンジ，コートジボワール，ブラジル，キプロス，ガボン，ヨルダン

我が国在外公館を通じて調査

- 実施国：フランス，韓国，チリ，モーリシャス，マダガスカル，ニジェール，ガボン，（以下は仏資料に未掲載）マリ，ブルキナファソ，コンゴ共和国
- 廃止または未実施：ヨルダン，ブラジル，キプロス，ブルンジ
（コートジボワールについては確認中。なお，ブラジルについては航空券への課税によらず一般財源からUNITAIDへの拠出を実施。）

コナクリ宣言に記載されている国の多くは，仏語圏を中心とするアフリカ各国。



欧米及びアジア各国で新たに導入する動きは，今のところ見られない。

航空券連帯税

各国における実施状況の例



各国ともに、自国からの出発便のみを課税対象とし、到着便及びトランジット便を除外。国内線を含むか否かは各国で異なる。

フランス  (2006年導入)

国際便:ビジネス以上:40ユーロ, エコノミー:4ユーロ,
国内・欧州圏内便:ビジネス以上:10ユーロ, エコノミー:1ユーロ
税込:1.63億ユーロ(2010年, 約179億円)
使途:概ね約9割をUNITAIDへ(HIV/エイズ, マラリア, 結核の対策), 残り1割はIFFImに拠出しGAVIを通じ予防接種促進に。さらに2011年から拠出先に世界基金(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)を追加。

韓国



(2007年に5年間の時限立法で導入。2012年8月に5年間の延長を決定。なお、国税ではなく寄与金(「国際貧困撲滅寄与金」)であり、政府予算外で運用。)

国際便に一律1000ウォン
徴収額:約150億ウォン(約10.5億円。2010年收入は前年の残額含め約166億ウォン。)
使途:徴収額の約半分をUNITAIDに、2010からGAVIにも拠出(2010-12年100万ドル), 残りは韓国NGO等のアフリカの疾病対策事業に利用。

航空券連帯税

航空券連帯税が航空産業に与える影響等

仏における報道

<ル・フィガロ紙> (2009年)

「航空券連帯税の実施から3年経つが、その成功は変わらない」

<ル・ポワン誌> (2010年)

「航空券連帯税」は「これまでに納税者に1200万ユーロの負担を強いている」、「米国等いくつかの国はわずか2ドルでも新しい税は決して受け入れない」

仏国際・国内線航空旅客数動態

2004年：105,874,646人（導入前），

2008年：128,220,158人，2009年：122,727,524人（導入後）

航空券連帯税の航空産業に与える純粋な影響について、各国において詳細な調査、研究が行われた例は、現時点では確認できず。

航空需要は、世界経済の動向や原油価格の高騰等の経済的側面、テロ事件や災害の発生等による心理的側面等の複合的な要因によって変動。個別に航空券連帯税を取り上げて航空需要に与える影響を評価することは難しい。

● 仏では、会計検査院及び国民議会（下院）財務委員会の報告書において、航空旅客輸送や航空業界へのマイナス効果はなく、また、税収は経済危機の影響をそれほど受けていないと評価。一方、国民が同税課税を十分に認識していない可能性があるとして広報の必要性を指摘。

● 韓国では、本件寄与金について国民の約3割しか認識されていないものの、その9割が良い制度であるとの肯定的意見があり、歌手のジョン・パクを広報大使に任命して広報活動を実施している。

国際金融取引への課税

＜金融取引税＞

- ・広義では、金融取引を課税対象とする税制度。
- ・1972年にジェームズ・トービンにより提唱された「トービン税」(為替相場の安定を目的に為替取引に課税、税率は通貨取引額に対して1%程度を想定)や、同じく為替取引を対象とするが、投機抑制を目的とせず、にその資金を開発に向ける「通貨取引開発税」(国際金融システムに影響を与えないよう配慮しつつ、国際金融システムから収益をあげている金融機関や投機家から税を徴収。税率は0.005%程度を想定)も含む。
- ・株式取引等を対象とする金融取引税を導入し、税金の一部を開発目的にも充てる動きがある。

国内における議論(開発用途)

「国際連帯税創設を求める議員連盟」, 「国際連帯税協議会」(いわゆる寺島委員会), 2011年に税調下に設けられた国際課税小委員会において、通貨取引開発税を中心に検討。

国際場裡における議論(開発用途)

- ・2009年, 「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ(LG)」下に, 仏主導による「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース(TF)」が設立。2010年6月, 同TFの下の特設委員会, 「国際通貨取引税(GSL)」を最適な選択肢として勧告する報告書を提出。
- ・一方, 通貨取引への課税は, 租税回避行動の防止, 徴税コスト, 課税自主権を制限するような国際的な合意の難しさ等が指摘されており, また, 現在の為替決済システムを中心とするCLS(BIS)銀行, 米国の一民間銀行)は, 「通貨取引税は, 国際金融市場の不安定要因となる」旨懸念を表明。
- ・現在は, 株式, 債権, デリバティブ(金融派生商品)等への課税を行う金融取引税について検討の動きが見られている。(仏, EU)

国際金融取引への課税

仏における動き

- ・2012年8月1日から仏国内大企業の発効株式の取引等に対する金融取引税を導入。対象は、株式時価総額10億円超の仏企業の上場株式の、取得行為(税率0.2%)、高頻度取引(同0.01%)、ネイキッドCDS取引(同0.01%)。
- ・2012年9月、オランド仏大統領は国連総会一般討論演説において、同税収のうち少なくとも10%を開発及び感染症対策に充てる旨表明。一般財源とは別に設けられる特別基金に組み込んで運用される予定。

EUにおける動き

- ・2011年9月、欧州委員会は、株式、債券、デリバティブを課税対象とする金融取引税の導入を提案(スポットの為替取引は対象から除外)。用途について2012年3月、欧州委員会は税収のうち3分の2をEUの独自財源、3分の1をEU加盟各国財源とすることを公表。(ただし開発に特定するものではない。)
 なお、同金融取引税提案については、英国等、導入に反対の国があり議論が収れんせず、2012年6月、限られた加盟国のみで導入する手続(*「強化された協力手続」)により進められることとなった。
 * 一定の条件の下で、参加を希望する特定の加盟国のみで立法を行う特殊な手続で、最低9か国の参加が必要。
- ・2012年10月、10か国(仏、独、オーストリア、ベルギー、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン)から「強化された協力手続」の要請があり、今後EU内で必要な手続が行われる。なお、同手続の下で進められる金融取引税は、昨年9月の欧州委員会提案の内容に拘束されるものではなく、今後、参加国の中で、財源(EU財源と各国財源の配分)、税収の用途等について合意する必要がある模様。
- ・「強化された協力手続」参加国のうち、仏は税収の一部を開発にも用いるべきと公言しているが、一般財源化を希望したり、現時点では方針が具体的に決まっていない国もあるなど考え方には相違がみられる。

→ 今後も引き続き議論の推移を慎重に見守る必要あり。

革新的資金調達に関するG8各国の立場

